

京都ジョブパーク事業 北京都ジョブパーク運営業務仕様書

1 趣 旨

総合就業支援拠点「京都ジョブパーク」の府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の行政区域。以下「府北部地域」という。）の総合就業支援施設である「北京都ジョブパーク」の運営を通じて、京都ジョブパークの基本方針等に基づき、府北部地域全てのご利用者（府北部地域へのU I J ターン就職希望者を含む。）に対して京都ジョブパークが持つ様々な資源・サービスを活用し、求職者・求人者双方のマッチングを図ること等により、求職者の就業先の確保や正規雇用等良好な雇用環境づくりの構築、府北部地域に所在する企業・事業所（以下「北部企業」という。）の人材確保を支援する。

2 委託業務名

京都ジョブパーク事業 北京都ジョブパーク運営業務

3 業務の実施場所

北京都ジョブパーク

福知山市駅前町400 市民交流プラザふくちやま 4階

4 業務の対応時間

午前9時～午後5時（ただし、カウンセリングコーナーについては、週のうち1日は午後7時まで）

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

※ ただし、緊急時等には、開設日の時間外、土曜日、日曜日、祝日、年末年始に対応する場合がある。

※ 開設時間内に円滑に業務運営ができるよう、開設準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

5 業務内容

本業務は、カウンセリングやセミナーなど求職者への支援やU I J ターン就職支援、企業訪問による求人開拓や北部企業への人材確保支援等により、求職者と北部企業等とのマッチングの強化や定着支援を行うとともに、広報や来所者スペースの有効活用により、北京都ジョブパーク全体の利用促進を

図ることとし、具体的には以下の業務を実施することとする。

なお、業務運営に当たっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、常に業務内容を検証し、必要な改善を図ること。また、同要領に課題がある場合には、随時、京都府に改善提案を行うこと。加えて、当業務固有の業務についても業務品質の向上を図るため、京都ジョブパークセンター長の承認を得て、業務単位でも業務要領を定めるとともに、業務運営上の課題がある場合には、京都ジョブパークセンター長の承認を得て、随時改訂を行うこと。当該業務要領を定めるまでの間は、従前当該業務で定めていた業務要領に則って業務を行うこと。

さらに、業務の実施に当たっては、コロナウイルス感染症拡大防止に万全の対策を講じること。

(1) 北京都ジョブパークの事業統括に関すること

ア 現場責任者が京都ジョブパーク事業会議等へ参画すること。

イ 北京都ジョブパークの各コーナー及び企業支援員等から提出される月報を集約し、京都ジョブパーク事業求職者支援窓口運營業務受託事業者（以下「総合案内」という。）へ提出するとともに、京都府が指定した様式により北京都ジョブパーク全体の月報を作成し京都府へ提出すること。

ウ 北京都ジョブパーク事業を円滑かつ効果的に行うことができるよう、コーナー間をはじめ、関係者と調整を行うこと。

エ 7(1)に定める北京都ジョブパーク年間目標数の進捗状況について管理・分析を行うとともに、達成するための方策を提案し、京都府と協議の上、実施すること。

オ 北京都ジョブパーク新規登録者に対する来所動向調査及び初回利用者に対する来所経路調査を行うこと。

なお、来所動向調査及び来所経路調査の様式、集計方法等については、京都府の指示に従うこと。

カ オの来所動向調査及び来所経路調査並びに北京都ジョブパークの顧客満足度調査の調査結果について総合案内へ報告するとともに分析を行い、分析結果を京都府へ報告すること。調査実施は初回のほか、調査集中期間（3箇月間）を2回設定する。具体的な調査集中期間は京都府が別途指示する。

また、調査・分析結果を踏まえ、北京都ジョブパークの利用促進及びサービスの向上について提案を行うこと。

なお、調査様式、集計方法については京都府と協議すること。

キ 北京都ジョブパーク総合受付業務に関すること

(ア) 新規利用者対応業務

新規利用者に対して、来所目的の把握、京都ジョブパークの諸規程及びサービス内容の説明を行った上で受付、登録を行うこと。

(イ) フロアナビ業務

来所者に関する利用希望コーナー等への円滑な誘導、質問への対応を行うこと。

(ウ) 予約受付業務

カウンセリングコーナー（出張相談含む）、UIJターンコーナーにおける予約の受付及び北京都ジョブパークが主催する相談会、セミナー、小規模企業説明会等に関する予約管理を行うこと。

(エ) 外部対応業務

北京都ジョブパーク代表電話及びメールに対応すること。

(2) カウンセリングコーナーの運営に関すること

ア 登録者一人ひとりにあったきめ細やかな対応ができるよう、主としてキャリアカウンセリング、ミニセミナー（2時間から1日程度。以下、同じ。）及び北部地域の出張相談・出張セミナーを担当するキャリアカウンセラー（注1）を配置し、原則として担当者制により就職（進路）決定・定着支援まで就職支援を行うこと。

障害者就労相談窓口も兼務し、相談対応を行うとともに、障害者職業訓練コーディネーターを通じて障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、高等技術専門校等と連携し、相談から就労訓練、マッチング、定着支援まで一貫した支援を行うこと。

なお、週のうち1日は、業務開始時間の調整等により、午後7時まで相談を受ける体制とすること。

就職支援については、以下のメニューを組み合わせることで実施することとし、予め標準的な就職内定までのプログラムを策定、京都府の承認を受けた上で全従事者が当該プログラムを基本とした就職支援を行うこと。また、キャリアカウンセリングの実施に当たっては、対面カウンセリングとともに、利用者のニーズに応じて、WEBカウンセリングも活用すること。

加えて、上記就職支援については、総合案内と連携してジョブこねつと（注2）の適職診断機能を活用し、社会人基礎力等を数値化した上で行うこと。

(ア) 一人あたり50分間のキャリアカウンセリング

- (イ) グループワーク形式での就職支援
- (ウ) 電話又はメールを活用したキャリアカウンセリング
- (エ) J Pカレッジ、ミニセミナー
- (オ) 内定から就職、就職後の定着フォロー
- (カ) 京都ジョブパーク関連事業で実施する企業説明会・面接会、公共職業訓練等への誘導
- (キ) 京都ジョブパーク内、他コーナーのメニューの活用

(注1) キャリアカウンセラーとは、キャリアコンサルティング技能士（国家検定、キャリアコンサルティング技能検定1級・2級試験合格者）、国家資格キャリアコンサルタント試験に合格した者、平成28年3月までにキャリア・コンサルタント養成講座（140時間（平成23年7月以前の指定基準によるものは130時間））を受講し、キャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者又は民間事業所等での就職支援事業の実務経験が1年以上の者のいずれかに該当するものとする。

(注2) 京都ジョブパークが運営している、求職者と京都企業を対象とした無料のWEBマッチングサイト

イ 担当コーナー登録者（令和2年度以前の登録者も含む。）についての就職内定を把握するとともに、就職内定者に対して早期離職防止を目的とした定着フォローを行うこと。

ウ 就職面接会等での北京都ジョブパークブースの開設等北京都ジョブパーク外での就職相談を実施すること。

エ 京都ジョブパークが開設している、求職者と企業をマッチングするWEBサイト「ジョブこねっと」の活用を図ること。

オ 北京都ジョブパーク内外関係コーナーとの連携に関すること

北京都ジョブパーク内の全てのコーナー・サービス・機能の中から最適なものを提供し、最短で就職実現を図るため、特に以下のコーナー・機能をカウンセリングコーナー全体として基準等を定めた上で体系的に活用すること。

(ア) 就職氷河期世代スキルアップ研修

別に委託する「スキルアップ支援業務」で、全4回開催する就職氷河期世代スキルアップ研修（以下「氷河期研修」という。）を活用すること。

(イ) 就職支援セミナー

登録者への就職支援開始直後に、北京都ジョブパーク内で開催されるミニセミナー・出張セミナー・J Pカレッジ等の中から、それぞれの登録者が抱える課題を解決するために必要なコースをカウンセラーが選択し、支援の一環として受講させること。

(ウ) 公共職業訓練

キャリアカウンセリング（上記(イ)の活用を含む）やハローワークコーナーでの職業紹介だけではスキル不足により就職実現が難しいと思われる者については、カウンセラーが主導的に公共職業訓練の受講を登録者へ提案し、可能な限り受講を実現させること。

(エ) 京都府無料職業紹介事業

ハローワーク等の公開求人への職業紹介だけでは、自身が保有するキャリアを活かした就職が困難な者や府北部地域へのUIJターン登録者を対象として、企業支援員が個別求人開拓を実施しているので活用すること。

(オ) ハローワークコーナー

京都ジョブパークではハローワークが京都ジョブパークの1コーナーとして、新卒・既卒不問のハローワーク求人情報の提供、職業相談、職業紹介を行っているので積極的に活用すること。

(カ) マザーズジョブカフェ

子育て中の女性等への支援にあたっては、マザーズコーナー（ハローワーク福知山）、ひとり親自立支援コーナー、保育ルームといった女性再就職支援機能を最大限活用すること。

(キ) 自立就労支援コーナー

仕事や生活の様々な問題を抱えた方に自立就労支援・サポーターが寄り添い型の支援を行っているので活用すること。

(3) セミナーの計画・実施に関すること

求職者ニーズにあった実践型セミナー、雇用保険受給者向けショートセミナー、業界理解セミナー等を提案し、京都府と協議の上、実施すること。

(4) 広報業務に関すること

ア 北京都ジョブパークの新規登録者の獲得を図るための効果的な広報を実施すること。

特に、ハローワーク雇用保険説明会等でのPRや大学、市町、京都ジョブパーク内各コーナー等の関係機関と連携したPR、HPやSNS等を活用したPRなどを積極的に提案し、戦略的に実施すること。

イ 毎月、出張相談、セミナー、企業説明会等のチラシを作成し、市町、関係機関等に送付すること。

ウ その他PRパンフレットの作成や動画撮影に協力すること。

(5) 来所者スペースの運営・活用に関すること

ア 利用者の就職活動を支援するため、参考図書、新聞、求人情報誌の購入、購読及び配架や、インターネット閲覧が行えるパソコンの配置（2台以上）を行うこと。

イ その他、利用者の利便性、快適性を高めるために必要な措置を講じて、利用者の拡大に努めること。

(6) 来所者管理に関すること

ア 令和2年度にカウンセリングコーナーで支援を行った者について、年齢、経歴やカウンセリングに至る経過や希望等を踏まえた傾向分析を四半期毎に行い、京都府へ報告するとともに、分析結果に基づく支援方策を積極的に京都府へ提案すること。

イ 新規登録したものの来所に結びつかない求職者の動向を調査・分析し、実来所に結び付ける支援方策を積極的に京都府へ提案すること。

(7) 北部企業に対する人材確保、定着支援業務に関すること

府北部地域の企業を対象に、京都ジョブパーク中小企業人材確保・多様な働き方推進センター（以下「人確・働き方センター」という。）、中小企業を支える経営支援団体、市町村及び府内ハローワークと密接に連携して、以下の事業を実施すること。

なお、特に人材不足が課題となっている「ものづくり人材」「観光人材」「介護・福祉人材」をはじめとする業界については、「北部産業人材確保プロジェクト」の運営の主体として、当該人材を確保するための効果的な手法を積極的に提案するとともに、プロジェクトの運営を行うこと。

なお、プロジェクトの運営手法、検討課題等については、別途、京都府と協議を行うものとする。

ア 企業の魅力発信支援に関すること

京都ジョブナビ、京都府UIJターンナビ、京都インターンシップナビへの登録勧奨、求人票作成のアドバイス等企業の魅力発信の支援を行うこと。

イ 企業と求職者のマッチング業務に関すること

(ア) 企業の魅力を直接求職者に伝え、マッチングを促進するために、個別企業説明会、ミニ企業説明会等を企画・運営（参加企業の確保、求職者向け周知用チラシ等の作成を含む。以下、同じ。）すること。

なお、個別企業説明会及びミニ企業説明会は、合わせて100回開催することとし、説明会当日はファシリテーターなど進行の補助を行うこと。

(イ) 深刻化する中小企業の人材不足対策として、小規模合同企業説明会（北部ジョブ博（仮称）、5社～30社程度）を企画・運営すること。

(ウ) 求職者と企業をマッチングするWEBサイト「ジョブこねっと」について、企業情報、求人情報及び企業説明会等の登録を、企業に推奨すること。

(エ) 京都府無料職業紹介権に基づく求人の受理を行うとともに、人確・働き方センターや各コーナー等と連携し、主体的に受理求人のマッチング及びフォローアップを行うこと。

なお、本業務における雇用実績を把握するため、企業名、業種及び就職日等を記載した管理台帳を作成し、定期的に京都府に報告を行うこと。

(オ) U I J ターン登録者等に対する個別求人開拓、受入条件の折衝、求人票の作成、面接に向けた調整、U I J ターンナビのブラインドリスト活用によるマッチングの推進等、企業側への支援を京都府の指示に従い実施すること。

(カ) 各種企業説明会、面接会及び個別求人の採否確認を行い、随時京都府に報告すること。

また、各種企業説明会でのマッチング精度及び求人充足率（就職内定者数を求人数で除して算出する。）を高める施策を常に講じること。

(キ) 年度内に開拓した求人や企業説明会参加企業及び提出求人に係る業種や職種等の分析を四半期毎に行い、京都府に報告するとともに、分析した結果に基づき企業支援の方策等を京都府に積極的に提案すること。

ウ 就職氷河期世代向けミニ企業説明会

全4回開催する氷河期研修の受講者等を対象とし、当該人材を積極的に採用する意欲がある企業が出展する合同企業説明会を各回終了時に開催することとし、各回5社程度の出展希望企業を確保すること。

エ 企業に対するコンサルティングに関すること

(ア) 労働条件や労務環境改善のためのアドバイスの実施や専門家による処遇改善事業及び就労環境改善のための各種補助金の案内等、企業の人材確保・定着支援につながるコンサルティングを京都府とも連携して行うこと。

また、企業訪問の際にアンケートを実施して就労環境改善に係る現場の声や好事例を収集し、京都府に報告すること。

なお、アンケートの実施方法については、京都府と協議の上、実施するものとする。

(イ)「京都府子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」(以下「行動宣言」という)(注3)を行う企業を確保し、宣言を受け付けること。

(注3)企業が従業員に対して、子育てに優しい職場環境づくりに向けた具体的な行動を宣言し、実践することにより、企業において妊娠・出産、子育てを理解して支援する風土の醸成や、子育てしやすい職場をつくり、更には子育てを社会全体で応援するという気運を醸成すること、また、これらの取組を通じ企業価値が高まることによって、多様な働き方の実現と人材の確保・定着を目指すことを目的として、京都府が推進しているもの。

オ 求人提出企業の人材確保状況、訪問企業数等について定期的に状況確認を行い、企業の希望を考慮した上で継続的な支援を実施すること。

なお、支援内容については京都ジョブパーク求職者・企業情報システム(以下「JPシステム」という。)を活用して、データを管理するとともに、企業ごとに情報を整理し、各企業の概要、ニーズ、支援の状況等(京都ジョブパーク内他コーナーの情報含む)が企業単位で把握できる「支援企業カルテ」を作成すること。

また、京都ジョブパーク内他コーナーと情報共有し、緊密な連携を図ること。

(8) 企業応援団登録企業に関すること

企業応援団登録企業(注4)に対する以下の業務を実施すること。

(注4)「人材は、企業・社会の成長発展の源である」との認識の下、京都ジョブパーク理念を理解のうえ協力していただくとともに、働き方改革を推進し、真に働きやすい職場環境の改善等の実現を目指すことで、正規雇用等良好な雇用環境の構築及び職場定着の促進に積極的に取り組んでいただける企業

ア 府北部地域において、人確・働き方センターと連携して、企業応援団登録企業を、登録求職者の希望等も勘案して開拓するとともに、企業応援団への登録手続きを行うこと。

登録に際し、京都ジョブパークが求める協力内容については、協力の実施を前提として企業側に具体的な協力内容を確認するとともに、協力内容をリスト化して活用すること。

なお、支援を継続して受けることを希望する企業については、企業応援団への登録が必要となることを説明するとともに登録を勧奨することとし、登録を拒否する企業を支援する必要がある場合は、別途、京都府と協議すること。

イ 企業訪問に関すること

府北部地域の企業を対象に企業毎に担当者を配置し、人確・働き方センターと連携して、定期的な訪問等(電話、電子メールを含む)。

以下同じ。)を実施すること。

訪問等の際は、京都ジョブパークの取組をはじめとする京都府・国の雇用対策を一括説明し、企業の状況に応じた活用提案を行うとともに、提案した事業の担当者へ速やかに引き継ぐこと。

また、企業からの京都ジョブパークへの支援の可否についても把握し、必要な場合に依頼を行うことが出来るようにしておくこと。

なお、訪問を禁止している企業を除いて、通期で少なくとも1回は、実際に企業へ足を運ぶ訪問を行うこと。

(9) 北部企業の求人開拓に関すること

ア 人確・働き方センター等と協力のうえ、北部企業を対象に訪問等を実施し、正規雇用求人等の提出依頼等を行うとともに、障害者雇用の求人や企業実習先の確保にも努めること。

また、訪問等の実施履歴及び提出された求人については、J Pシステムに入力すること。

おって、企業支援員が訪問等を実施した企業数及び提出されたハローワーク求人数をハローワーク管轄毎に集計し、毎月京都府に報告すること。

その他、具体的な業務は別途京都府の指示に従うこと。

イ 各種事業の参加企業確保に関すること

京都ジョブパーク等が実施する以下の事業の周知を図り、併せて参加予定者の状況等も考慮しつつ参加企業や対象企業群の確保を主催者と共に図ること。

(ア) 合同企業説明会、面接会 (参加企業数6～100社程度)

(イ) 個別企業説明会、面接会 (参加企業数1社)

(ウ) ミニ企業説明会、面接会 (参加企業数2～5社)

(エ) 京都府が実施する各種事業で参加企業の確保が必要となるもの

(10) 府北部地域へのU I J ターン就職希望者への支援業務に関すること

本業務は、カウンセリングやセミナーなど府北部地域へのU I J ターン就職を希望する求職者（以下「北部U I J ターン就職希望者」という。）への就職支援及び人材確保に課題を有する企業の求人開拓や求める人物像の発信等により、京都府が実施する無料職業紹介事業も最大限に活用することで、両者のマッチングを一元的に支援することを目的としており、具体的には以下のとおりとする。

ア 府内実施拠点と連携した北部U I J ターン就職希望者への支援

北部U I J ターン就職希望者の来所相談に対応するための実施拠点として北京都ジョブパーク「U I J ターンコーナー」を設置し、各拠点で実施している事業と連携し利用者起点に立った支援を実施すること。

コーナーの利用者について、希望就職地や内定地等、京都府と協議のうえ、毎月統計を行い報告すること。

また、来所が困難な遠方の北部U I J ターン就職希望者への支援については、電話、メール等も最大限に活用し、府北部地域へのUIJターン登録勧奨・相談、北部企業情報、市町の住宅や暮らし情報等の提供により、早期のU I J ターン就職の実現に向けた支援を行うこと。

なお、支援に当たっては、単に相談や情報提供のみならず、関係機関への紹介・つなぎ等、寄り添い型の支援に努めること。

また、実施拠点の事業を含め連携可能な主なコーナーや機関は、下記のとおりである。

- (ア) 就業サポートセンター
- (イ) 学生就職センター
- (ウ) 京都ジョブパークU I J ターンコーナー
- (エ) 丹後U・I ターンセンター
- (オ) 中丹U・I ターンセンター
- (カ) 東京U I J ターンセンター
- (キ) 京都移住コンシェルジュ
- (ク) 京の田舎ぐらし・ふるさとセンター

イ 北部企業のU I J ターン専用京都府求人確保

求める人材の確保が困難な府内企業に対して、北部U I J ターン就職希望者とのマッチングを推進するため、京都府無料職業紹介事業を活用した京都府求人の受理を行い、J Pシステムに登録すること。なお、受理求人の充足を推進するため、求人内容についても適宜コンサルティングを実施すること。

また、京都府移住支援金（注5）について、U I J ターンコーナーとも連携して、移住支援金対象市町村を中心に、北部U I J ターン就職希望者の受け入れに積極的な北部企業の求人開拓を図るとともに、「京都府U I J ターン人材就業補助金」（注6）の積極的な活用を勧奨すること。

（注5）京都府移住支援金

東京23区に在住又は通勤している方が、京都府内の移住対象市町村へ移住し、京都府UIJターンナビに掲載された対象企業等に就業した場合に、国・京都府・市町村が共同で支援金を支給する事業（2人以上の世帯の場合は100万円以内、単身の場合は60万円以内の額）

（注6）京都府U I J ターン人材就業補助金

大都市圏等から人材の流入促進を図るため、U I Jターン人材を雇用した際、受入企業等の負担した経費（入社後3箇月間に支払った給与及び社会保険料等）の一部を助成する。

ウ 京都ジョブパークが開設している、求職者と企業をマッチングするWebサイト「ジョブこねっと」の活用を図ること。

エ 北部U I Jターン就職希望者等の確保とU I Jターン就職の促進

北部企業の求める人材ニーズに応じた北部U I Jターン就職希望者等を広域的かつ効率的に確保し、円滑なマッチングを推進するため、「京都府U I Jターンナビ」サイト内において、U I Jターン就職希望者等及び人材確保が必要な企業の両者が求職情報及び求人情報を登録し、ブラインドリストを活用して両者のマッチング促進を図るとともに、市町村が実施する空家農地等情報ページを活用した北部U I Jターン就職支援を行うこと。

オ 都市部で開催の就職フェアへ出展し北部U I Jターン登録を推進

都市部で開催の民間就職フェアや大学等で開催される北部U I Jターン就職を対象とした就職フェアへ北京都ジョブパークU I Jターンコーナーとしてブース出展を行い、U I Jターン就職を希望する学生や一般の方のU I Jターン登録の勧奨及び京都府求人登録企業の魅力発信を行い、上記フェア終了後も登録者のU I Jターン就職の実現に向けた継続的な支援を行うこと。

カ 北部U I Jターン就職希望者等を対象にした面接会等の実施

府北部地域においてハローワークや市町等と連携して開催する合同企業面接会には、基本的に全て参画すること。

特に、下記の面接会等においては、北京都ジョブパークを事務局として、企画・運営を行うこと。

(ア) 長田野工業団地・アネックス京都三和立地企業合同面接会

(イ) 綾部工業団地立地企業面接会

(ウ) 北部ジョブ博（仮称）

(エ) シニア向け企業説明会

(オ) パート企業説明会

なお、面接会等の名称は変更することがある。

キ 地元高校生及び保護者に対するUターン就職の啓発・促進

(ア) 高校卒業時のUターン登録の促進

府北部地域での就職を促進させるため、同地域の魅力や北部企業の魅力を伝える内容を掲載したUターン登録向け案内冊子（Uターン登録はがき付き）を作成し、Uターン登録を行うこと。なお、Web上での登録も出来るようにして、登録者を管理すること。

また、大学等入学後の就職活動時期までの期間、本人及び保護者への府北部地域・企業の魅力発信等の情報発信の内容に関する企画・提案を行うこと。

(4) 府北部地域保護者勉強会の開催

府北部就職に対する保護者の意識付けを行い、Uターン就職を促進するため、保護者勉強会の企画・開催を行うこと。(実施回数：4回)

(11) 以下の事業進捗管理に関すること

ア 上記(1)～(10)の支援内容について、定められた様式で月報を作成し総合案内へ提出すること。

イ 支援の内容をJ Pシステムへ登録すること。

6 人員配置体制

本業務の実施にあたり、上記4に記載した業務の実施時間内において、下表に示す人員を常時配置できる体制を取ること。

なお、(1)については、一週間の法定労働時間を超える部分や不在となる場合は原則、下表に示す副現場責任者((2)、(3)、(4)のうち、各1名以上を任命。)が代理を務めることとし、常に現場の指揮管理を行える体制を確保すること。

また、業務遂行に課題があると京都府が認めた場合は、直ちに増員を行うなど、必要な対応を実施すること。

人員	人数	主な役割	必要な資格・経験等
(1)現場責任者	1名	・当運營業務の総括、企画立案 ・北京都ジョブパーク全体及び当運營業務の進捗管理 ・京都府及び他コーナーとの調整	・キャリアカウンセラー等(注)である者 ・受託期間中、京都ジョブパークの他のコーナー等の責任者を兼ねないこと ・(2)～(5)の者から選任しても差し支えない。
(2)キャリアカウンセラー	3名以上	・求職者へのカウンセリング、フォローアップ ・出張相談	・キャリアカウンセラーの中に、障害者に対する就職支援を行うことができる者を1名配置すること。
(3)就職支援コーディネーター兼北部UIJターン就職支援コーディネーター	1名以上	・求職者のスキルアップのための各種セミナーの企画・実施 ・ハローワーク雇用保険説明会等における北京都ジョブパークの説	・府北部地域に長期に在住するなど地域事情に詳しく、かつ職業紹介や人材育成の業務に3年以上従事し

ネーター		明・登録案内 ・北部U I Jターン就職希望者への相談支援（カウンセリング・フォローアップ・移住関係機関との連携） ・府北部地域の魅力発信	た経験を有する者であることが望ましい。 なお、職業能力開発促進法に基づいて行われる技能検定に合格した「キャリア・コンサルティング技能士（1級及び2級）」若しくは同等の資格を有する者であれば更に望ましい。
(4)企業支援員	2名 以上	・北部企業の人材確保支援 ・企業ニーズと求職者の課題に対応した企業見学会、企業説明会の企画・実施	
(5)総合受付	1名 以上	・5(1)キに規定の総合受付業務	

7 運営管理・実施報告等

(1) 目標数（北京都ジョブパーク全体）

京都ジョブパーク全体の業務運営に係る本業務の最重要目標として、以下を管理すること。

ア	新規登録求職者数	3,000人
イ	アのうち、北部U I Jターン就職希望者数	310人
ウ	年間延べ相談件数	16,000人
エ	就職内定者数	1,600人
オ	エのうち、正規雇用での就職内定者数	700人
カ	エのうち、北部U I Jターン就職内定者数	170人
キ	カのうち、正規雇用での就職内定者数	140人
ク	訪問企業数 <small>(注7)</small>	352社
ケ	クのうち、応援団登録企業以外にかかるもの (本年度の加盟企業を除く)	250社
コ	企業支援における人材確保数 <small>(注8)</small>	400人
サ	府北部地域保護者勉強会 参加者数	80人
シ	新規に行動宣言を行う事業所数 <small>(注9)</small>	30事業所

なお、大幅な変更がある場合は、別途京都府と協議の上、修正する。

(注7) 訪問した企業、来所相談のあった企業及び通信機器による双方向かつ複数回の接触があっ

た企業の実数をいう。

(注8) 企業支援における人材確保数とは、企業の人材確保支援のために実施している合同企業説明会や個別・ミニ企業説明会での内定者数や求人充足者数、U I J ターンナビのブラインドリスト活用によるマッチング成立人数をいう。

(注9) 新たに行動宣言を行った事業所数で、宣言内容を更新した事業所を含まない。

(2) 管理項目

上記目標数の他、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下を管理すること。なお、項目については、別途協議の上で追加することがあり得る。

ア	個別・ミニ企業説明会求人充足率	15%
	(説明会参加者のうち、就職内定者を求人数で除して算出したもの)	
イ	年間延べ相談数のうち実来所者数割合	45%
ウ	就職決定者の職場定着状況 (北京都ジョブパーク全体)	
	3箇月経過後	
	・確認率 (対象者のうち確認できた者の割合)	70%
	・職場定着率 (在職が確認できた者の割合)	85%
	6箇月経過後	
	・確認率 (対象者のうち確認できた者の割合)	70%
	・職場定着率 (在職が確認できた者の割合)	85%
エ	期間別内定率	
	・登録後1箇月以内内定率	15%
	・登録後3箇月以内内定率	50%
	・登録後6箇月以内内定率	72%
オ	不本意非正規率 (やむを得ず非正規雇用を選択した内定者の割合)	11%以内
カ	京都府U I J ターンナビ北部企業求人掲載数	110件
キ	マッチングイベント申込み企業数	確定募集社数×1.2
ク	ジョブこねっとの紹介状の発行件数	60件
ケ	クのうち、新規開拓した求人にかかるもの (注10)	15件
コ	C S 調査の平均点 (10点満点)	8.5点以上
	(初回来所時及び調査集中期間対象)	
サ	応援団新規登録企業数	45社
シ	個別・ミニ企業説明会参加企業数	100社

なお、大幅な変更がある場合は、別途京都府と協議の上、修正する。

(注10) 当業務のスタッフによる訪問等の接触がある以前に、ハローワークに公表していなかった求人への紹介状発行件数をいう。

(3) 報告

上記については、スタッフの業務日誌を含めた月報で京都府に報告を行い、評価・指導等を受け、円滑な業務の推進に努めること。

(4) 進捗状況の確認等

月報による報告を京都府へ行う際には、常に(1)(2)の目標数と比較しながら、進捗管理を行うこと。

数値が下回る場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

また、個別の各種イベントの実施予定や進捗状況、実施結果について、京都府からの求めがあった時には逐次報告を行うこと。

8 個人情報保護

京都ジョブパークの運営業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例及び京都ジョブパーク諸規程等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

9 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 京都府と協議して認められた経費

※ 人件費については前金払ができるものとする。

10 業務完了報告

本業務が完了したときは遅滞なく以下の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務に要した経費内訳

11 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元に属するものとする。

12 業務上の留意事項

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

13 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。また、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。
- (2) 以下の項目に該当し、京都府の指導にもかかわらず受託事業者の積極的な改善が図られなかったものと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがある。
 - ア 目標数が未達成
 - イ 企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生
- (3) 目標設定（7(1)及び(2)）については、京都府が本業務遂行上必要として設定した数値であることから、受託事業者が本設定以上の提案を行った場合については、協議の上で、当該提案値に変更することがあり得る。
- (4) 上記5の業務については、京都府が受託事業者と協議の上、再委託することができる。
- (5) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。